

学童クラブ利用に関する同意書及び誓約書

- 1 山梨市学童クラブ利用案内に記載されている事項に反することがある場合及び提出書類の内容に虚偽があった場合には、入会を取り消されても異議を申し立てません。
- 2 提出書類の記載内容について、適正であるか確認する必要がある場合、調査をされても異議を申し立てません。
- 3 児童の学童クラブの利用に関し必要な場合は、児童に関する情報について教育委員会・保育園・幼稚園・小学校・市役所各課等関係機関などが情報共有・確認することに同意します。
- 4 児童が指導員の指示に従うとともに、他の利用者の迷惑となるような行為はせずに、集団生活を行うことができるよう、家庭で指導を行います。
- 5 利用申込中又は利用中に申請書類の内容に変更があった場合は、速やかに学童クラブへ届け出ます。
- 6 利用料の滞納が発生した場合は、滞納している利用料の支払いが完済するまで、児童手当法第 21 条第 1 項の規定に基づき、山梨市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。）を滞納している利用料の支払いに充てることを承諾します。

年 月 日

山梨市長 様

住 所 _____

保護者名 _____

児 童 名 _____
